

学校法人新潟科学技術学園 研究不正行為に関する通報規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人新潟科学技術学園（以下「学園」という。）が設置する新潟薬科大学、新潟工業短期大学及び新潟医療技術専門学校（以下「学校」という。）における研究不正行為に関する通報の方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(相談窓口及び通報窓口)

第2条 学校内外からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を、新潟薬科大学においては事務部学務課庶務第二係に設置し、新潟工業短期大学及び新潟医療技術専門学校においては事務部学務課庶務係に設置する。また、公的研究費の不正使用や法令違反等、不正行為を行ったと思料する場合に通報に応じる窓口（以下「通報窓口」という。）については学園顧問弁護士をもって充てる。

(申立ての方法等)

第3条 相談窓口及び通報窓口の利用は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 電話
- (2) 文書
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 面会

2 通報者は、別記様式を用いて通報することができるが、別記様式を用いない場合であっても、別記様式に記載する各項目について、その内容を具体的に窓口担当者に知らせなければならない。ただし、通報者が匿名を希望する場合には、この限りではない。

(調査)

第4条 通報された事項に関する事実関係の調査は、法人本部事務局長（以下「事務局長」という。）がその責任者として行うものとする。

2 事務局長は、関係者で構成する調査委員会を設置することができる。

(協力義務)

第5条 各部局は、通報内容の事実関係の調査に際し、事務局長から協力を求められた場合には、当該調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第6条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、事務局長は直ちに理事長及び学長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた学長又は学校長は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は、当該行為に関与した職員に対し、学校法人新潟科学技術学園服務規程（以下「服務規程」という。）に従って、懲戒処分、訓告、嚴重注意（以下「懲戒処分等」という。）を課することができる。

(通知)

第8条 事務局長は、通報者に対して、通報を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知、又は調査を行わない場合はその理由を文書で通知するものとする。

2 事務局長は通報者に対し、調査結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(通報者の保護)

第9条 理事長は、通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者に対して懲戒処分等その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

2 理事長は、通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な処置を講じなければならない。また、通報者に対して不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った職員がいた場合には、服務規程に従って懲戒処分等を課することができる。

(個人情報の保護)

第10条 窓口担当者は、通報に伴い取得した個人情報については、通報の処理にのみ使用し、法令に基づく場合を除き、他の目的で使用又は提供しない。理事長は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、服務規程に従って、懲戒処分等を課することができる。

(不正の目的)

第11条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する等、不正目的の通報を行ってはならない。理事長は、このような通報を行った職員に対し、服務規程に従って懲戒処分等を課することができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、申立てに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

申立書

申立受付担当者 殿

申立日：平成 年 月 日

所 属：

職 名：

氏 名：

連絡先：

印

下記の研究活動における不正行為について、申立てを行います。

記

1. 不正行為を行ったと思料する研究者の所属、職名、氏名
所 属
職 名
氏 名
2. 不正行為の種類：（捏造・改ざん・盗用の別）
3. 不正行為の内容
4. 不正行為の発生時期
年 月
5. 不正行為の発生場所
6. 不正行為と思料する科学的合理的理由
7. 関連する研究資金について（わかる範囲で記入します。）
助成機関名：
資 金 名 称：
8. その他参考となる事項（記述は任意といたします。）